

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 6 月

情報・テクノロジー

「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する 手引き」のポイント解説 ～外観検査 AI の事例を中心に～

弁護士 [松田 章良](#)

弁護士 [池田美奈子](#)

弁護士 [足立 理](#)

1. はじめに

経済産業省は、2026 年 3 月 31 日、旧版から、AI エージェントやフィジカル AI 等に関するアップデートを加えた「AI 事業者ガイドライン（第 1.2 版）」（以下「AI 事業者ガイドライン」という。）を公表し¹、また、同年 4 月 9 日には、AI の利活用における不法行為責任の解釈適用の考え方等について整理した「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（第 1.0 版）」（以下「本手引き」という。）を公表した²。特に、本手引きは、AI の利用形態に応じて「補助／支援型 AI」と「依拠／代替型 AI」の 2 類型を整理し、各類型における過失判断の枠組みや、AI 開発者・提供者・利用者それぞれの注意義務の考え方を示すなど、実務上重要な示唆に富んでいる。

本手引きがカバーする事項は多岐に渡るが、類型論をはじめ抽象的な議論も多く、具体例に即して咀嚼するのが正しい理解への近道である。そこで、本稿では、AI と民事責任の問題になじみのない読者にも理解が容易な外観検査 AI の事例に焦点をあて、AI 利用者が負い得る一般不法行為責任の判断枠組みについて概観する。

2. 事例の説明³

製造品の検品を受託する事業者 K は、AI サービス開発事業者 J が開発した画像認識 AI を X

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/index.html

² <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001.html>

³ 本手引きの「想定事例 5：外観検査 AI」（本手引き 48～49 頁）を用いている。

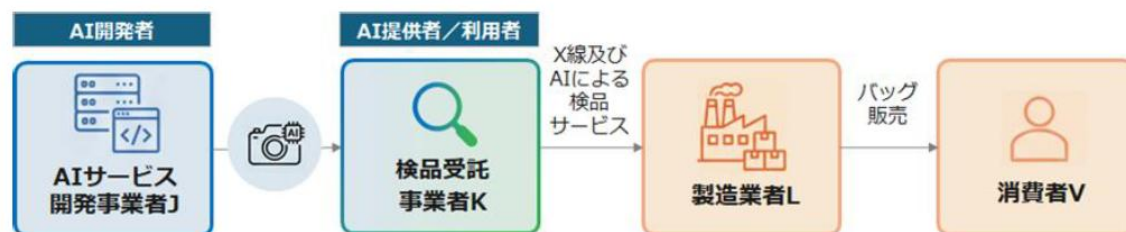
線検査装置と組み合わせ、製造品を検査して金属片などの異物を高精度で発見することが可能な検品サービスを提供している。

バッグの製造業者Lは、全数検査における金属片検出についてKの検品サービスを定期的にご利用していた。Lからの受託業務との関係で、Kにおいて上記AIは特定の条件下で1mm以上の異物に対する検出確率約98%となるように調整されていた。また、当該AIは1次スクリーニングに用いられており、AIによる判断では不確実性が高い画像を人間による2次レビューに回すことで、従来の人手のみによる確認に比べ精度の高い検品を約半分の短納期で処理することができる。

受託開始から3年間、Kの検品において重大な見落としは発生せず、紙片や布片等の混入によるクレームが数件生じた程度であった。しかし、受託開始から4年目に、バッグに混入したカッターナイフの刃先(2cm)をKが発見できず、Lからバッグを購入した消費者Vが負傷した。ロット番号やAIのログ等を踏まえ調査した結果、当該刃先はAIの検出対象範囲内の異物であったが、バッグの部品の陰に隠れており、AIがスクリーニング段階で非常に低い確率で見逃したことが判明した。

なお、KとLとの間の業務委託契約においては、「Kが商業上合理的な注意及び技能をもって、Lの指示に従い検品作業を行う」との抽象的な条項が定められていたほか、サービスの具体的な精度についての合意はなかった。

イメージ図⁴



Kは、Vに対し、一般不法行為責任（民法709条）を負うか？⁵

3. 検討

(1) 前提 — 一般不法行為の要件

V・K間の法律関係について、V・K間には契約関係がなく、VはKに対し契約不履行責任を追及することはできないため、本事例では、VによるKに対する一般不法行為責任（民法709条）の追及が問題とされる可能性が高い。

⁴ 本手引き 49 頁より抜粋

⁵ 本手引きでは、V・K間のみならず、LやJを含めた複数当事者間の法律関係にも触れられているが、本稿では、V・K間の法律関係に焦点をあてる。

一般不法行為の要件については複数の整理の仕方があるが、一つの考え方として下表のとおりに整理できる。

要件	概要
①過失	行為者が損害の発生を予見し得たこと（予見可能性）を前提として、損害の発生を回避する規範的な義務（結果回避義務）の違反が存在したこと
②保護法益の侵害	身体・財産・人格権等、法的保護に値する利益の侵害が認められること
③損害の発生	被害者に損害が生じていること
④因果関係	①と②との間に事実的因果関係（「あればこれなし」の関係）及び相当因果関係（その行為から通常、その結果が生じるといえる関係。民法 416 条の類推適用と共に用いられることが多い）があること

※本手引き 6 頁より抜粋

AI の利用過程では、上記各要件のうち特に過失（①）をどのように捉えるかが悩ましい⁶（下記(2)参照）。

(2) 類型論 — 「依拠／代替型 AI」に該当するか？

ア 総論

従来の過失の考え方では人による行為を想定し、当該人の判断や行動について注意義務違反が認められるか否かが焦点となってきた。しかし、AI の重要な特性の一つである自律性（一定の範囲で人間の介入なく動作する能力を有すること）との関係で、特に人が自ら判断や行動を行っているわけではない場面において、過失をどのように捉えるかが重要な論点となる⁷。

そこで、本手引きは、問題となる AI が、「依拠／代替型 AI」（人の最終的な判断や行動が介在することが求められず、人の判断や行動の全部又は一部を代替する前提で AI が提供され、AI の判断に依拠しながら用いることが予定される AI）に該当するか否かで、一般不法行為の要件充足性に関する判断枠組みを調整する手法（いわゆる類型論）を提案している⁸。なお、本手引きは、「依拠／代替型 AI」の対概念として、「補助／支援型 AI」（人の判断の補助ないし支援としてのみ用いられ、最終的に人の判断や行動を介在させることが予定されている AI）を定義するが⁹、「依拠／代替型 AI」に該当しないものは一般的に「補助／支援型 AI」に該当するとしているので¹⁰、両類型への振分けの観点では、通常は、問題となる AI が「依拠／代替型 AI」に該当するかを検討すれば足りる（「依拠／代替型 AI」に該

⁶ 本手引き 6 頁

⁷ 本手引き 6～7 頁

⁸ 本手引き 9～18 頁

⁹ 本手引き 9～12 頁

¹⁰ 本手引き 10 頁

当しないものは基本的に「補助／支援型 AI」に該当することになる。)

具体的には、本手引きは、問題となる AI が「依拠／代替型 AI」に該当する場合、例えば、事業活動において、「依拠／代替型 AI」に係る AI システム又は AI サービスを利用する事業者（AI 利用者¹¹）の過失を基礎付けるのは、AI システムを組み入れた業務プロセスを適正に構築するとともに、リスクを可能な限り低減しながら運用を行う義務への違反である¹²とする。

イ 「依拠／代替型 AI」 該当性の判断基準

本手引きの提案する類型論に従う場合、一般不法行為の要件充足性を検討するに先立って、問題となる AI が、「依拠／代替型 AI」に該当するかを検討することになる。

(ア) ステップ 1

この点、少なくとも、①AI の機能や利用される場面を踏まえると人の判断を代わりに行っているとはいえないケース（例：配送ルート最適化 AI¹⁴）、②規制法上の理由により人の最終的な判断が要求されるケース（例：弁護士業務支援 AI¹⁵）、③AI の出力内容が潜在的に第三者の権利を侵害するリスクを内包しており、この点について人の評価や検証が必要なケース（例：画像生成 AI¹⁶、取引審査 AI¹⁷）（以下、①～③のケースを「典型的非該当ケース」という。）については、「依拠／代替型 AI」には該当しないとされている¹⁸。

(イ) ステップ 2

典型的非該当ケースに該当しないことを前提に、AI の機能や利用される場面、AI の精度や安全性、業務上のリスクの程度や専門性、関連する規制の有無等を考慮したうえで¹⁹、下記「AI に判断を委ねることの必要性」及び「精度及び安全性」の 2 つの要件を満たす場合、問題となる AI は「依拠／代替型 AI」に該当することになる²⁰。

a AI に判断を委ねることの必要性

人による判断や行動を介在させることでは実現困難な効用が見込まれること。

例えば、人が全件を遂行することが困難な作業量を AI が処理したり、人だけでは作業が困難な時間的・物理的領域において AI が自動的に処理を行う場合などが考えられる。

b 精度及び安全性

社会的に期待される精度や安全性の水準を満たすこと。

¹¹ 本手引き 4 頁

¹² 本手引き 12～14 頁

¹³ 本手引き 15 頁

¹⁴ 本手引きの「想定事例 1：配送ルート最適化 AI」（本手引き 19 頁以下）

¹⁵ 本手引きの「想定事例 2：弁護士業務支援 AI」（本手引き 22 頁以下）

¹⁶ 本手引きの「想定事例 3：画像生成 AI」（本手引き 25 頁以下）

¹⁷ 本手引きの「想定事例 4：取引審査 AI」（本手引き 37 頁以下）

¹⁸ 本手引き 10 頁

¹⁹ 本手引き 17 頁

²⁰ 本手引き 14～15 頁

例えば、規制法や業界の安全基準に適合したシステム、又は社会において導入が進み一般的に用いられているシステムであれば、社会的に期待される精度や安全性の水準を満たしていると評価しやすい。

不法行為法の下では、権利侵害や損害が生じた場面において、それを生じさせた人の判断や行動に関し、その行為に伴うリスクの大きさ等を踏まえつつ、当該人物が置かれた状況や地位における通常人の注意力を基準とし、これを下回る判断や行動が行われた場合には過失を認定することで損害の公平な分担を図ってきた。このことからすれば、人が行ってきた業務に対して AI を導入する際も、同種業務における通常人の作業水準を基準とすることが考えられ、AI がその品質及び精度において従来の通常人による作業水準と同等以上と評価できる場合や、権利侵害リスクが従来の通常人による作業水準と比しても十分に抑制されている場合、社会的に期待される精度や安全性の水準を満たすと考えられる。

ウ 本事例の検討

本事例の外観検査 AI が「依拠／代替型 AI」に該当するか否かを上記イの判断基準に沿って検討する。

(ア) ステップ 1

本事例は、「規制法上の理由により人の最終的な判断が要求されるケース」や、「AI の出力内容が潜在的に第三者の権利を侵害するリスクを内包しており、この点について人の評価や検証が必要なケース」には該当しない。また、AI の機能や利用される場面（下記（イ）a 参照）を踏まえると、「人の判断を代わりに行っているとはいえないケース」にも該当しないといえる。

したがって、本事例は、典型的非該当ケースには当たらない。

(イ) ステップ 2

そこで、「AI に判断を委ねることの必要性」及び「精度及び安全性」の 2 つの要件を満たす場合、本事例の外観検査 AI は「依拠／代替型 AI」に該当することになる。

a AI に判断を委ねることの必要性

本事例では、1 次スクリーニングに AI を用い、AI による判断では不確実性が高い画像を人間による 2 次レビューに回すことで、従来の人手のみによる確認に比べ精度の高い検品を約半分の短納期で処理することができる。このように迅速かつ大量の処理が可能となる場面は、AI に判断を委ねる必要性が高い²¹。

b 精度及び安全性

本事例の検品業務は従来、基本的に人が行ってきた業務であるところ、このような業務を代替するに当たり、AI システムが十分な精度水準を有しているか否かについては、同種業務に従事する通常人の作業水準が基準となり、これと当該システムの精度

²¹ 本手引き 50 頁

とを比較することが考えられる²²。本事例のように異物の検出率が非常に高精度な AI モデルを組み込んだ AI システムであれば、通常人としての注意力を有する者が同種作業で通常発見可能な異物の大部分を発見する程度の精度を超えた水準にあるものと評価され、社会的に期待される精度や安全性の水準を満たすと認められやすい²³。

(ウ) 小括

以上を踏まえると、本事例の外観検査 AI は「依拠／代替型 AI」に該当する可能性が高い²⁴。

(3) 「依拠／代替型 AI」における過失の判断枠組み

ア AI 利用者の責任

問題となる AI が「依拠／代替型 AI」に該当する場合、特に人が自ら判断や行動を行っているわけではない場面において、過失をどのように捉えるかが重要な論点となるが、本手引きは、AI 利用者の過失を基礎付けるのは、AI システムを組み入れた業務プロセスを適正に構築するとともに、リスクを可能な限り低減しながら運用を行う義務への違反である²⁵²⁶とする。

(ア) AI システムを組み入れた業務プロセスの「構築」に関する注意義務

「依拠／代替型 AI」を導入する場面における AI 利用者の注意義務は、対象となる業務プロセスが AI による自動化に適しているか、望ましい水準や安全性を備えた AI システムを用いているかといった観点から評価される。また、AI のリスクを踏まえて適切な利用体制やガバナンスの構築を行っているか否かも重要な要素となる。例えば、AI システムが業務プロセスの一部でのみ通常人と同等以上の精度水準を発揮する場合や、特定の条件下で精度が低下し通常人の作業水準に満たなくなる場合等に、人の関与を介在させたり別のシステムと統合したりすることにより、業務プロセス全体として望ましい精度や安全性を発揮すべき場合がある。この場合、AI 利用者は、そのような精度や安全性を満たすために必要な人の関与や別のシステムを検討し、必要な人的・物的設備を導入する注意義務を負う²⁷。

(イ) 構築した業務プロセスの「運用」に関する注意義務

業務プロセスの構築とは別途、AI の望ましくない出力により権利侵害が生ずる可能性を低減させるため、AI 利用者がシステムの運用において合理的な措置を講じていたかについても過失判断の対象となり得る。例えば、AI は継続学習やアップデートにより事後的に精度等が変化する可能性があるところ、運用過程において精度が低下することによ

²² 同種の検品作業に求められる注意義務の水準を示したものとして、東京地判平成 26 年 3 月 14 日（判例集未登載）がある（本手引き 50 頁）。

²³ 本手引き 50 頁

²⁴ 本手引き 50 頁

²⁵ 本手引き 12～14 頁

²⁶ 本手引き 15 頁

²⁷ 本手引き 15～16 頁

り依拠／代替型 AI としての運用に適しない状態となっていないか確認を行うこと等が考えられる²⁸。

イ 本事例の検討

本事例において、K に過失が認められるかを検討する。

AI 利用者である K²⁹の注意義務は、①AI システムを組み入れた業務プロセスを適正に「構築」するとともに、②リスクを可能な限り低減しながら「運用」を行っていたかという観点から評価され、典型的には、下表所定の措置³⁰の有無が問題になり得る。

	誤検知の防止のため想定される措置
業務プロセスの適正な構築	◆安全性に配慮した適正利用 ・使用するモデルや閾値の管理 ・実運用条件での性能確認・継続学習 ・モデルの挙動変化や劣化有無の検証 ・AI の検査対象の適否や他検査併用の要否の検討 等 ◆人による関与 ・人によるレビューを行う範囲の適切な設定 ・検査に習熟した担当者によるレビュー体制の構築 等
リスクを低減するための運用	◆誤検知時のフィードバック体制 ・重要な誤検知に関する AI 開発者へのフィードバック ・原因分析や是正措置 等 ◆利用状況の記録及び透明性 ・検査画像・判定ログ・レビュー結果の保存 ・事故発生時におけるアカウントビリティの確保 等

もっとも、上表の措置全てが結果回避義務を構成するものではなく、K のサービスの内容、AI の性能・設計、AI 開発者との役割分担等、個々の状況に応じて求められる措置は異なる³¹。

業務プロセスの構築及び運用の両観点において K の義務違反が認められない場合、AI が個別の場面の処理として誤検知に至った場合であっても、K に過失は認められないと考え

²⁸ 本手引き 16 頁

²⁹ K においては、K の品質管理部門が J の開発した AI システムを導入し、自社の X 線検査システムに組み込んだ上、K の検査部門の業務に供していると考えられるため、K は、AI 利用者のみならず、「AI 提供者」（AI システムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービスとして AI 利用者に提供する事業者）としての地位も有するが、V との関係では、主に AI 利用者としての地位を念頭において過失の有無を検討することになる（本手引き 48 頁〔脚注 79〕、51 頁）。

³⁰ 本手引き 52～53 頁

³¹ 本手引き 51～52 頁

られる³²。

(4) その他の要件

ア 保護法益の侵害、損害の発生

本事例では、V が負傷しているから、保護法益の侵害が認められ、治療費、慰謝料等の損害も認められる。

イ 因果関係

他方、AI の出力による損害発生リスクが統計的にしか把握できないことが多いことから、過失行為と保護法益の侵害との因果関係については、過失の内容により、その判断が困難となり得る。

例えば、本事例において、継続学習やアップデートにより事後的に検出確率が低下しており、K がそれを把握すべきであったにもかかわらず、把握できていなかった場合において、あるべき水準が維持されていれば個別の V の負傷という結果を防止し得たのか、あるいはいずれにせよ結果が生じていたのかが評価し難い可能性がある³³。

(5) 小括

以上を踏まえると、本事例の外観検査 AI は「依拠／代替型 AI」に該当する可能性が高く、K の V に対する一般不法行為責任（民法 709 条）の成否に関しては、K が業務プロセスを適正に構築し、リスクを低減しながら運用を行っていたか、及び、過失行為と保護法益の侵害との間に因果関係が認められるかが重要な論点となる可能性が高い。

4. おわりに

AI と民事責任の関係は、AI エージェントやフィジカル AI の進展とも相まって、世界各国で活発な議論が行われているホットイシューである。AI 技術が社会に急速に浸透する中、本手引きは実務において極めて重要な指針となる。AI の開発・提供・利用に関わる全ての事業者において、本手引きの内容を踏まえ、自社の AI 利活用の状況を点検し、業務プロセスの構築・運用体制の棚卸しを行うとともに、必要に応じて専門家の助言を得ながら、適切な AI ガバナンス体制を構築していくことが求められる。

³² 本手引き 51 頁

³³ 本手引き 77 頁

【執筆者】



[松田章良](#)（弁護士）

Email: amatsuda@iwatagodo.com

2006 年東京大学法学部卒業、2015 年 Columbia Law School (LL.M.) 修了 (Harlan Fiske Stone Scholar 受賞)。2008 年弁護士登録、2019 年 NY 州弁護士登録。個人情報保護、国際関係法務・涉外業務（取引）、IT・サイバー法に係る案件、国際仲裁・国際紛争解決案件、大規模かつ複雑な訴訟・紛争解決案件を主に取り扱う。



[池田美奈子](#)（弁護士）

Email: minako.ikeda@iwatagodo.com

2009 年 Michigan Law School (LL.M.) 修了、2010 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010 年 NY 州弁護士登録、2013 年弁護士登録。コーポレート案件、クロスボーダーの取引案件を中心に、データ・プライバシーやヘルスケア分野の案件を多く手掛ける。



[足立理](#)（弁護士）

Email: makoto.adachi@iwatagodo.com

データ・テクノロジーチーム及び知的財産法チームに所属し、データ・IT・通信分野（特に個人情報保護法、AI 関連法）、知的財産法分野（特に著作権法、商標法、不正競争防止法）を専門とする。グローバル B2C 企業への出向経験を有し、現場実務に根差した助言を強みとするほか、ソフトウェア・デジタルサービスにおける契約・コンプライアンス対応、広告・表示規制対応、データ利活用・越境移転規制対応等を幅広く支援している。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。